

○一部事務組合下田メディカルセンター公告式条例

平成9年4月25日
共立湊病院組合条例第2号

改正 平成18年2月23日共立湊病院組合条例第3号

改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号

改正 平成31年2月21日一部事務組合下田メディカルセンター条例第1号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定による公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公表)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程等にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関で定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関で定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは、「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年2月23日共立湊病院組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日共立湊病院組合条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 21 日一部事務組合下田メディカルセンター条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。